

## 基本労務契約に関する事項

旧基本労務契約は占領期間中の昭和26年(1951年)5月26日付米軍指令によって作成されたものであるので、平和条約発効後これの全面的改定を企図し、合同委員会の下部機構として労務契約交渉特別分科委員会が設置され、対米折衝を重ねた。その結果、昭和31年(1956年)9月契約改定に関する次の指針につき日米間の合意に至り、合同委員会の承認を得た。

1. 新労務契約交渉は、日本政府を代表する調達庁と在日米軍を代表する米国契約担当官との間に行われる。
2. 過去における日米間の新労務契約交渉の際協議された文書の内容を今後の交渉の際の基礎とし、かつ、適用される日米両国の法規に妥当な配慮を払う。
3. 両国契約当事者によって解決することのできない問題は、解決を求めるため労務契約交渉特別分科委員会に付託する。
4. 両国契約当事者間で一致を見た協定は、実施する前に労務契約交渉特別分科委員会に報告する。

この指針に基づき調達庁と米軍契約担当官との間で契約改定の協議が行われ、昭和32年(1957年)9月19日現行基本労務契約(及び昭和33年(1958年)4月30日現行船員契約)の締結をみたものである。